

1. 通学路等における交通安全の確保

通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

- ・ 小学校の通学路を対象に合同点検を実施し、全国で7万6,404箇所の対策必要箇所を抽出（令和4年3月末時点）（文科省、国交省、警察庁）
- ・ 放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検を実施し、全国で5,750箇所の危険箇所を抽出（令和4年3月末時点）。全国の自治体に対して、利用児童や保護者に対する注意喚起や通学路の交通安全確保の推進体制への参画等についての依頼を実施（厚労省）

子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

- ・ 合同点検で抽出した対策必要箇所（全体数）7万6,404箇所のうち、4万5,057箇所（59.0%）の対策を完了（令和4年3月末時点）

学校・教育委員会	： 3万9,943箇所のうち3万5,558箇所（89.0%）
道路管理者	： 3万9,681箇所のうち1万6,815箇所（42.4%）
警察	： 1万6,996箇所のうち1万1,345箇所（66.8%）
- ・ 令和3年度補正予算（6億円）及び令和4年度予算（約10億4,600万円）により、信号機の歩車分離化、押ボタン式信号機の設置、横断歩道の設置・更新等を行うとともに、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め等の交通規制等の対策を実施（警察庁）
- ・ 通学路合同点検に基づき実施する交通安全対策について、道路管理者への計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度である「交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）」を創設（令和4年度：国費500億円）（国交省）
- ・ 歩道の設置・拡充や防護柵の整備等、子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進（国交省）
- ・ 「ゾーン30」をはじめとする低速度規制を的確に実施するとともに、当該規制区間・区域内において効果的にハンブ等の物理的デバイスの設置を進める「ゾーン30プラス」の整備も含めた通学路等における速度抑制・通過交通の進入抑制対策を推進（警察庁・国交省）

「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り

- ・ 通学路等における速度規制の実効性確保のため、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進し、全国で117台を整備（令和4年3月末時点）。同装置の積極的かつ効果的な活用により、令和3年は1万1,075回（前年比+3,211回）運用し、取締りを実施（警察庁）

子供を始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り

- ・ 令和3年秋及び令和4年春の全国交通安全運動（秋：9/21～30 春：4/6～4/15）において、「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保」、「子供を始めとする歩行者の安全確保」をそれぞれ全国重点として掲げ、歩行者の交通ルール遵守、運転者の歩行者等保護意識の徹底等の広報啓発活動を推進するとともに、都道府県において取り組んだ施策の報告を求め、広く全国に周知することが望ましい好事例を選出し、都道府県にフィードバックを行うなど、その効果の評価・検証を行い、次回以降の全国安全運動がより効果的に実施されるよう都道府県を支援（内閣府）
- ・ 春の全国交通安全運動期間中である令和4年4月12日の登下校時間帯（午前7時から2時間、午後3時から2時間）に、通学路における全国一斉取締りを実施。警察官約1万5,600人を動員し、約1万5,200件の交通違反を検挙（警察庁）
- ・ 歩行者に対しては、横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通安全教育を実施（警察庁）
- ・ 運転者に対しては、歩行者等の保護意識の向上を図る交通安全教育を実施（警察庁）
- ・ 教職員や児童生徒の交通安全等に関する意識の向上を図り、児童生徒自身に、安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の取組の推進（文科省）
- ・ 小学校新1年生向けリーフレット（交通安全等に関する注意事項をクイズ形式で学べるもの）を作成し、全国全小学校に約125万部を配布（文部科学省）

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく主な施策の進捗状況

登下校時の子供の安全確保

- ・登下校時の見守り活動の充実を図るため、令和3年6月から4年3月末までの間、スクールガード養成講習会やスクールガード・リーダー育成講習会を開催しスクールガード等ボランティアの養成・資質向上を促進したほか、スクールガード・リーダーへの活動支援の充実を図るなど、警察や保護者、PTA等との連携の下、見守り体制の一層の強化（全国328自治体において、スクールガード・リーダー等の活動に「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用（文科省））
- ・千葉県八街市において、令和3年9月から4年3月まで、児童及び生徒への安全教育やスクールバスの運行、見守り要員、警備員等の配置などを実施するとともに、その効果や課題の検証を実施（文科省）

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づく安全安心な歩行空間の確保

- ・令和元年中に実施した「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」の結果を踏まえ、道路管理者において対策必要とされた約2万8,000箇所のうち約2万5,000箇所、警察において対策必要とされた約7,400箇所のうち約7,300箇所について対策を完了（令和4年3月末時点）（国交省、警察庁）

2 . 飲酒運転の根絶

安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化

- ・自動車保管場所証明業務との連携等による未選任事業所の把握を促進（警察庁）
- ・ウェブサイト上での情報公開により安全運転管理者の選任を促進（全都道府県警察ホームページにて掲載）（警察庁）
- ・安全運転管理者の業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに義務付けるため、道路交通法施行規則の改正等を実施（令和4年4月1日から順次施行）（警察庁）
- ・道路交通法の一部改正により、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ等を実施（令和4年4月27日公布。公布の日から6月以内に施行）（警察庁）

飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

- ・令和3年秋及び令和4年春の全国交通安全運動（秋：9/21～30 春：4/6～4/15）において、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」それぞれ全国重点として掲げ、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立に向けた広報啓発活動を推進。また、都道府県から取り組んだ施策の報告を求め、広く全国に周知することが望ましい好事例を選出し、都道府県にフィードバックを行うなど、その効果の評価・検証を行い、次回以降の全国交通安全運動がより効果的に実施されるよう都道府県を支援（内閣府）
- ・飲酒運転の危険性等について積極的な広報啓発を行うとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育など効果的な取組を推進（警察庁）

飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

- ・P D C Aサイクルに基づく取締り管理、飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底等、飲酒運転等の根絶に向けて推進すべき事項について都道府県警察に通達（令和3年8月5日）
- ・令和3年中の酒酔い・酒気帯び運転検挙件数は1万9,801件（前年比 - 2,657件）であるものの、飲酒運転による死亡事故及び重傷事故はともに減少しており、飲酒運転による交通事故発生を抑止（警察庁）

運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

- ・運送事業者に対してアンケートを実施し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、優良取組事例を抽出してヒアリングを行う等、詳細な調査を実施するとともに、運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルに結果を記載することで好事例を横展開（国交省）
- ・運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルへのアルコール依存症の記載拡充を実施（国交省）

通学路における合同点検結果に基づく対策の実施状況（令和3年度末時点）

	箇所数	うち対策済み	割合
		対策必要箇所(全体数)	7万6,404箇所
教育委員会・学校による対策箇所	3万9,943箇所	3万5,558箇所	89.0%
道路管理者による対策箇所	3万9,681箇所	1万6,815箇所	42.4%
警察による対策箇所	1万6,996箇所	1万1,345箇所	66.8%

1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない。

子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

合同点検の結果を踏まえた道路交通環境の整備の例

歩道の設置



防護柵の設置



ハンプ(交差点部)の設置



狭さくの設置・速度規制の実施



道路交通環境の整備に資する予算(国費)

道路管理者による対策

- ・ 令和3年度補正予算(国費) 500億円
 - ・ 令和4年度当初予算(国費) 500億円[交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)]
- <主な対策>
歩道の設置、防護柵の整備、カラー舗装の実施 等

警察による対策

- ・ 令和3年度補正予算(国費) 6億円
 - ・ 令和4年度当初予算(国費) 約10億4,600万円
- <主な対策>
信号機の歩車分離化、押ボタン式信号機の設置、横断歩道の設置・更新 等

「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り

可搬式速度違反自動取締装置による取締り状況



可搬式速度違反自動取締装置整備状況等の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
整備数(式) *	6	17	39	60	99	117
運用回数	—	—	1,537	4,966	7,864	11,075

各年度末の整備状況

子供を始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り

交通安全教育

児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、**児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組の推進が必要**
地域間・学校間・教職員間の差を解消し、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保が必要

都道府県等における教職員等への研修の実施

小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布

交通安全教室講習会

被害者・加害者にならないための交通安全教育
 交通安全教室での効果的な指導方法
 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導方法等

防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の新1年生全員に配布（約125万部配布）

教職員等の安全対応能力の向上

児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に付ける

児童生徒等の障害や重度の負傷を伴う事故の減少

児童生徒等の死亡事故の発生件数の減少

指導取締り

○春の全国交通安全運動期間中の通学路における全国一斉取締りの実施

日時：令和4年4月12日

午前7時から午前9時及び午後3時から午後5時までの計4時間

場所：各都道府県警察が選定した重点的に交通指導取締りを行うべき通学路

結果：警察官約1万5,600人を動員し、約1万5,200件の交通違反を検挙。

横断歩行者等妨害等違反の指導取締り

- 都道府県警察に対し、歩行者が横断中の事故が多発している路線における歩行者被害事故の減少を目標とした指導取締りの推進を指示。
- 各都道府県警察において、歩行者事故の発生状況を分析の上、一斉取締りを実施するなど、歩行者保護に重点をおいた指導取締りを実施。

登下校時の子供の安全確保

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故等の発生も踏まえ、スクールガード・リーダーによる見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

スクールガード・リーダーの育成支援

スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する育成講習会の実施

スクールガード・リーダーに対する活動支援

スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助

学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援、装備品の充実

スクールガード・リーダー育成講習会、スクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、**見守りの人材確保と質の向上**



スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施

活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上

スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など防犯活動への支援

子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、**見守り活動・警備上のポイントや不審者対応等について指導・助言**

通学路の安全確保に関する調査研究

令和3年9月から、千葉県八街市において、通学路における児童生徒の安全を確保するための方策を検証する調査研究事業を実施

- ・交通安全教育の充実
- ・通学路の安全確保のための取組（見守り要員、警備員等の確保）
- ・本事業の効果等の調査分析（スクールバスの維持運営の課題、アンケートの実施）

安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化

< 取組の概要 >

各業界を所管する府省庁と連携し、安全運転管理者の選任義務を始めとした自動車の使用者の義務を周知

安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じたアルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進

安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握や選任の促進

- ・ 自動車保管場所証明業務との連携
 - 自動車保管場所証明情報の活用により未選任事業所を把握し、選任に向けた指導等を徹底
 - 自動車保管場所証明申請受理時の質問等を通じた未選任事業所の把握
- ・ 安全運転管理者の選任状況を都道府県警察のウェブサイト上で公開（公開状況：[全都道府県警察ホームページにて掲載](#)）

道路交通法施行規則を改正（令和3年11月10日公布）し、安全運転管理者の業務として、運転者の運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を義務化

〔 道路交通法施行規則の改正の概要 〕

令和4年4月1日施行分

- ・ 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ・ 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること

施行予定分

- ・ アルコール検知器を用いて上記の確認を行うこと及びアルコール検知器を常時有効に保持すること
より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認が行われるよう、事業者に

対し積極的な実施を促すことを都道府県警察へ通達。

道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布。公布の日から6月以内に施行）により、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則を引上げ

選任義務違反（旧）5万円以下の罰金 （新）50万円以下の罰金 等

乗車定員が11人以上の自動車については1台以上、その他の自動車については5台以上（大型自動二輪又は普通自動二輪はそれぞれ1台を0.5台として計算）を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任する必要がある。

飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

交通安全教育



飲酒疑似
ゴーグルの活用



運転シミュレータ
の活用

広報啓発活動



飲酒運転根絶
決起大会



広報啓発用
チラシの配布

広報啓発用ポスター



飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、「飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化等について（通達）」を都道府県警察に発出（令和3年8月5日）

通達概要

- PDCAサイクルに基づく取締り管理**
 - P** 違反や飲酒運転に起因する交通事故の発生状況分析
飲酒場所、車両の駐車場所、走行経路等の情報分析
有効な取締り時間・場所・方法等を導き出して取締り方針を策定
 - D** 方針に従い、交通検問等による取締りを実施
 - C** 効果検証
 - A** 次の取締り方針へ反映
- 飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底**
 - 車両等の提供者、飲酒場所、同乗者等に対する徹底した捜査
 - 車両、酒類の提供について徹底した捜査
 - 要求、依頼しての同乗、教唆行為について確実な立件

飲酒運転検挙件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
酒 酔 い	559	566	559	495	495	490
酒 気 帯 び	25,864	26,629	26,043	24,939	21,963	19,311
周 辺 3 罪	車両等提供	96	103	92	74	81
	酒類提供	51	32	45	40	55
	同 乗	694	640	774	732	693

飲酒運転による死亡事故・重傷事故件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死 亡 事 故	213	204	198	176	159	152
重 傷 事 故	420	418	399	409	353	288

運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

運送事業者による更なる飲酒運転対策の促進

運送事業者に対して**アンケートを実施**し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、**優良取組事例を抽出**してヒアリングを行う等、**詳細な調査**を実施するとともに、運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルに結果を記載することで**好事例の横展開**を図った。

【詳細な調査を実施した優良取組事例の例】

専門医受診等による依存症の確認



独自マニュアルの作成・活用



家族への協力依頼文書の発出



テキストやビデオを活用した安全教育



運送事業用自動車の飲酒傾向の強い運転者への対策

アルコール依存症に関する有識者の専門的知見や他分野における教育資料について情報収集。運送事業者がアルコール依存症に関して理解を深め、飲酒傾向の強い運転者に対して適切な指導・監督が実施できるよう、実施マニュアルに**アルコール依存症関係の記載を拡充**。

【記載を拡充した情報の例】

- ・ アルコール依存症の概要や検査方法等の基礎知識
- ・ アルコール依存症の治療法等の医学的知見
- ・ 飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例

